

第6回筑波大学交通安全会理事会次第

1. 日時 平成15年12月3日(水)17時30分～
2. 場所 本部管理棟5階大会議室
3. 議事

(審議事項)

- (1) 第5回理事会議事録の確認について
- (2) 予算執行状況及び修正案について
- (3) 余剰金の取扱いについて
- (4) 平成16年度のゲート化地区について
- (5) 来年度の駐車場申請手続きについて
- (6) 全学学類・専門学群代表者会議の提案について
- (7) その他

(報告事項)

- (1) 15年度各月臨時入構者数について
- (2) その他

配布資料

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 第5回理事会議事録 | 資料1 |
| (2) 予算執行状況及び修正案 | 資料2 |
| (3) 寄附申込書案 | 資料3 |
| (4) 平成16年度のゲート化地区(駐車場)案 | 資料4 |
| (5) 来年度の駐車場申請手続き日程案 | 資料5 |
| (6) 全学学類・専門学群代表者会議の提案 | 資料6 |
| (7) 15年度各月臨時入構者数調 | 資料7 |
| (8) 覚書 | 資料8 |
| (9) 筑波大学交通安全会会則 | 資料9 |

第 5 回筑波大学交通安全会理事会議事録

1. 日 時 平成 15 年 6 月 30 日 (月) 17 時 30 分～18 時 4 0 分
2. 場 所 本部管理棟 5 階大会議室
3. 出席者 冨江、本橋、太田、工藤、鈴木 (洪)、上田、重住、李、石塚、鈴木 (久)
大嶋、石田
(委任出席者) 永井、高橋、石井、坂庭、塚越、大谷、清水、瓶田、萩原
(欠席者) 山口、山本
4. 列席者 (総務部) 大久保、丸山
(経理部) 金澤、神矢、川尻、豊田
(学生部) 宮坂
(病院部) 佐藤
(オブザーバー) 筑波大学新聞・山口
5. 配布資料

(1) 第 4 回理事会議事録	資料 1
(2) 平成 1 5 年度事業計画修正案	資料 2
(3) 平成 1 4 年度決算報告書 (案)	資料 3
(4) 平成 1 5 年度予算 (案)	資料 4
(5) ゲート付駐車場の未稼働期間分の会費の返還 (案)	資料 5
(6) 交通安全会会費の還付等の取扱い新旧対照表	資料 6
(7) 交通安全会監事について	資料 7
(8) 平成 1 5 年度駐車場許可者一覧等	資料 8
(9) 筑波大学交通安全会役員名簿	資料 9
(10) 筑波大学交通安全会会則	資料 10

6. 議 事

議事に先立ち、会長より、本日欠席の理事からは、会長へ本会の議事すべてが委任されており、本会は成立している旨説明があり、本年度第 1 回の理事会であることから、理事の自己紹介が行われた。又、会長より交通安全会の会則に基づき、本会の目的、事業等の概要説明があった。

審議事項

- (1) 第 4 回理事会議事録の確認について
会長より、資料 1 に基づき、説明があり、原案どおり承認された。
- (2) 平成 1 5 年度事業計画修正案について
事務局より、資料 2 に基づき、医学地区駐車場ゲート他管理業務等を追加す

ることについて説明があり、原案どおり承認された。

(3) 平成14年度決算報告書について

事務局より、資料3に基づき、貸借対照表、損益計算書等について、説明があり、原案どおり承認された。

これに関連して、公開の手段について理事から質問が有り、掲示・ホームページで公開することが承認された。

(4) 平成15年度予算案について

事務局より、資料4に基づき、説明があり、原案どおり承認された。

(5) ゲート付駐車場の未稼働期間分の会費の返還について

会長より、本件を議題とするに至った経緯の説明があり、種々審議の結果、資料6の一部を修正のうえ、会員各位に通知することとなった。

(6) 会費の還付等の取扱いについて

事務局より、資料6に基づき、説明があったが、理事より、利用規則として整備しておくべきとの意見があり、今後規則等の整備を図っていくことになった。

(7) 総会について

会長より、会則第15条について説明の後、種々の事情により、本理事会を総会に代えたいとの発言があり、了承された。

(8) 交通安全会の法人化後のあり方について

石田WGにおいて、事務的なことも踏まえて、検討することとなった。

(9) その他

理事から、会則第9条第2項第3号の学生理事の選出方法について意見があり、検討することとなった。

報告事項

(1) 交通安全会監事について

事務局より、資料7に基づき、報告があり、監事の指名について了承された。又、会長の会務を代行する理事として、太田第二学群長が指名され、了承された。

(2) 平成15年度駐車場の許可状況について

事務局より、資料8に基づき、報告があった。

(3) 医学地区他のゲート設置後の現状について

事務局より、利用状況等の報告があった。

(4) ホームページの開設について

事務局より、6月からホームページを開設し、各交付部局に掲示を行ったとの報告があった。

(5) 松見口駐車場の夜間利用時間帯について

事務局より、石田WGの検討の結果、準夜勤者のゲートの設定を、15時～翌10時としたの報告があった。

平成 1 5 年度予算執行状況及び修正案

1. 収入の部

平成15年11月28日現在収入額	61,124,141円
当初収入見込額	60,415,456円
差引額	708,685円

2. 支出の部

項 目	当初見込額 (A)	執 行 見 込 額			増 減 額 (B-A)
		執 行 済 額	執行見込額	小 計 (B)	
業務委託費	26,796,262	15,470,307	10,163,475	25,633,782	△ 1,162,480
ゲートリース費	4,937,856	2,693,376	2,244,480	4,937,856	0
人 件 費	5,751,500	3,546,476	1,912,350	5,458,826	△ 292,674
通 信 費	420,000	126,551	90,000	216,551	△ 203,449
消耗品 費	3,130,000	1,715,535	1,050,000	2,765,535	△ 364,465
パスカード購入費	3,528,000	3,586,800	0	3,586,800	58,800
機械器具費	4,945,500	4,945,500	0	4,945,500	0
保守修繕費	1,124,000	606,412	345,000	951,412	△ 172,588
広告宣伝費	407,100	407,805	17,545	425,350	18,250
駐車場整備費	1,061,000	1,083,550	0	1,083,550	22,550
支払手数料	573,000	34,125	224,375	258,500	△ 314,500
会費還付金	669,000	1,490,650	200,000	1,690,650	1,021,650
法人税等引当金	3,641,000	0	1,940,000	1,940,000	△ 1,701,000
そ の 他	3,431,238	0	7,229,829	7,229,829	3,798,591
合 計	60,415,456	35,707,087	25,417,054	61,124,141	708,685

項目別執行済額及び執行見込額

1. 業務委託費

○執行済額

・ 駐車場内交通整理業務	1,491,000 ×7	10,427,000
・ 医学地区駐車場ゲート他管理業務及び交通整理業務	5月 567,787 6～10月 772,191×5	4,428,742
・ 15年度会員データ入力業務		614,565
	小計	15,470,307

○執行見込額

・ 駐車場内交通整理業務	1,491,000 ×5	7,455,000
・ 医学地区駐車場ゲート他管理業務及び交通整理業務	541,695 ×5	2,708,475
	小計	10,163,475

2. ゲートリース費

○執行済額

・ 医学地区駐車場ゲート他リース料	448,896 ×6	2,693,376
-------------------	------------	-----------

○執行見込額

・ 医学地区駐車場ゲート他リース料	448,896 ×5	2,244,480
-------------------	------------	-----------

3. 人件費

○執行済額

・ 事務職員他	4～10月分	2,422,976
・ 支援室受付アルバイト(4月)		1,123,500
	小計	3,546,476

○執行見込額

・ 事務職員他	11～3月分	1,912,350
---------	--------	-----------

4. 通信費

○執行済額

・ 携帯電話	4～10月分	126,551
--------	--------	---------

○執行見込額

・ 携帯電話	11～3月分×18,000	90,000
--------	---------------	--------

5. 消耗品費

○執行済額

・ 交付申請書・臨時入構証等印刷	147,420	
・ 許可シール他事務用品	480,751	
・ 違反シール他印刷	367,500	
・ 医学地区ゲート管理室什器等	374,149	
・ 管理システム機能拡張	105,000	
・ その他事務室経費	240,715	
	小計	1,715,535

○執行見込額

・ 違反シール他印刷	850,000	
・ その他事務室経費	200,000	
	小計	1,050,000

6. パスカード購入費		
・パスカード 6,100枚×588 (1日用パスカードを含む)		3,586,800
7. 機械装置費・工具器具備品費		
・ゲートシステム1式購入(前年度契約分)		4,945,500
8. 保守修繕費		
○執行済額		
・コピー機保守料	4～10月分	337,612
・ゲートバー	11本×21,000	231,000
・ゲート修理費		37,800
	小計	606,412
○執行見込額		
・コピー機保守料	11～3月分×48,000	240,000
・ゲートバー	5本×21,000	105,000
	小計	345,000
9. 広告宣伝費		
○執行済額		
・ホームページ作成費		371,910
・プロバイダ使用料	10月分まで	28,545
・求人広告		7,350
	小計	407,805
○執行見込額		
・プロバイダ使用料	10月分まで	17,545
10. 駐車場環境整備費		
・ゲート用看板		621,600
・ゲート出入口区画線その他工事		461,950
	小計	1,083,550
11. 支払手数料		
○執行済額		
・銀行支払手数料		34,125
○執行見込額		
・銀行支払手数料		24,375
・会計指導料		200,000
12. 会費還付金		
○執行済額		1,490,650
○執行見込額		200,000
13. 法人税等引当金		
○執行見込額		1,940,000

(案)

平成 年 月 日

筑波大学長 殿

寄附者
住所 つくば市天王台1丁目1番地の1
氏名 筑波大学交通安全会
会長 富江伸治

下記のとおり寄附します。

記

- 1.寄附金額 円
- 2.寄附の目的 筑波大学の施設運営及び教育・研究・研修等助成のため(環境整備に係る助成)
- 3.寄附の条件 なし
- 4.備考

(注)担当者 筑波大学交通安全会 小林 一 Tel. 2119

平成16年度ゲート化地区について（案）

昨年来、要望の強かった体芸地区の下記駐車場について、ゲート化し、同地区の駐車場の円滑な運用を図る。

1. 33番体芸駐車場（104台）及び31番体芸北駐車場（39台）

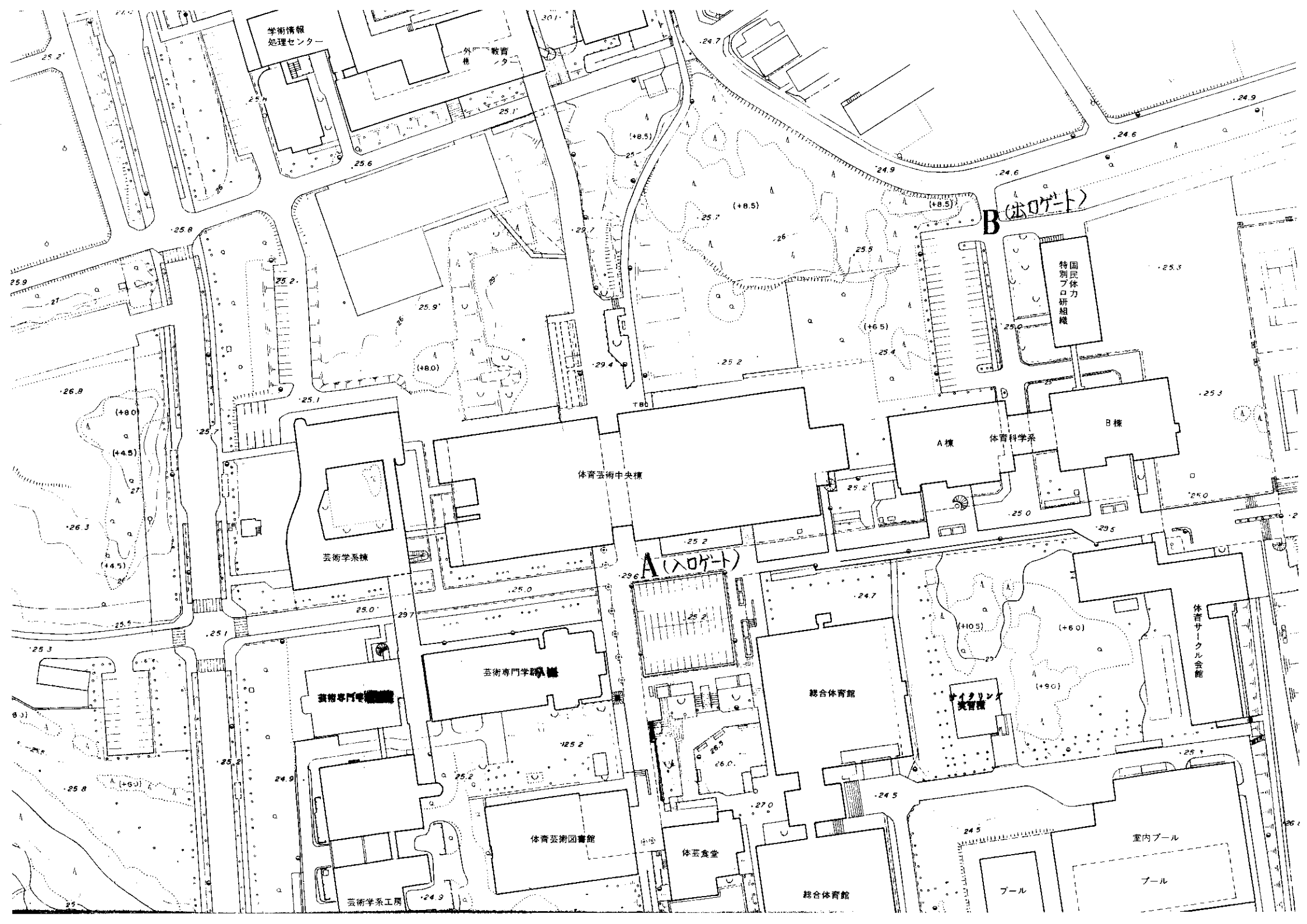
両駐車場とも収容台数が少ないため、33番出入口をイン専用、31番出入口をアウト専用とし、一体として運用することとする。

- ・ 33番に外来者駐車場を10台用意する。
- ・ 教職員専用とする。
- ・ 20%程度の割増運用とし、満車表示を行い満車時は7番駐車場を利用する。

2. 7番仮設体芸西駐車場

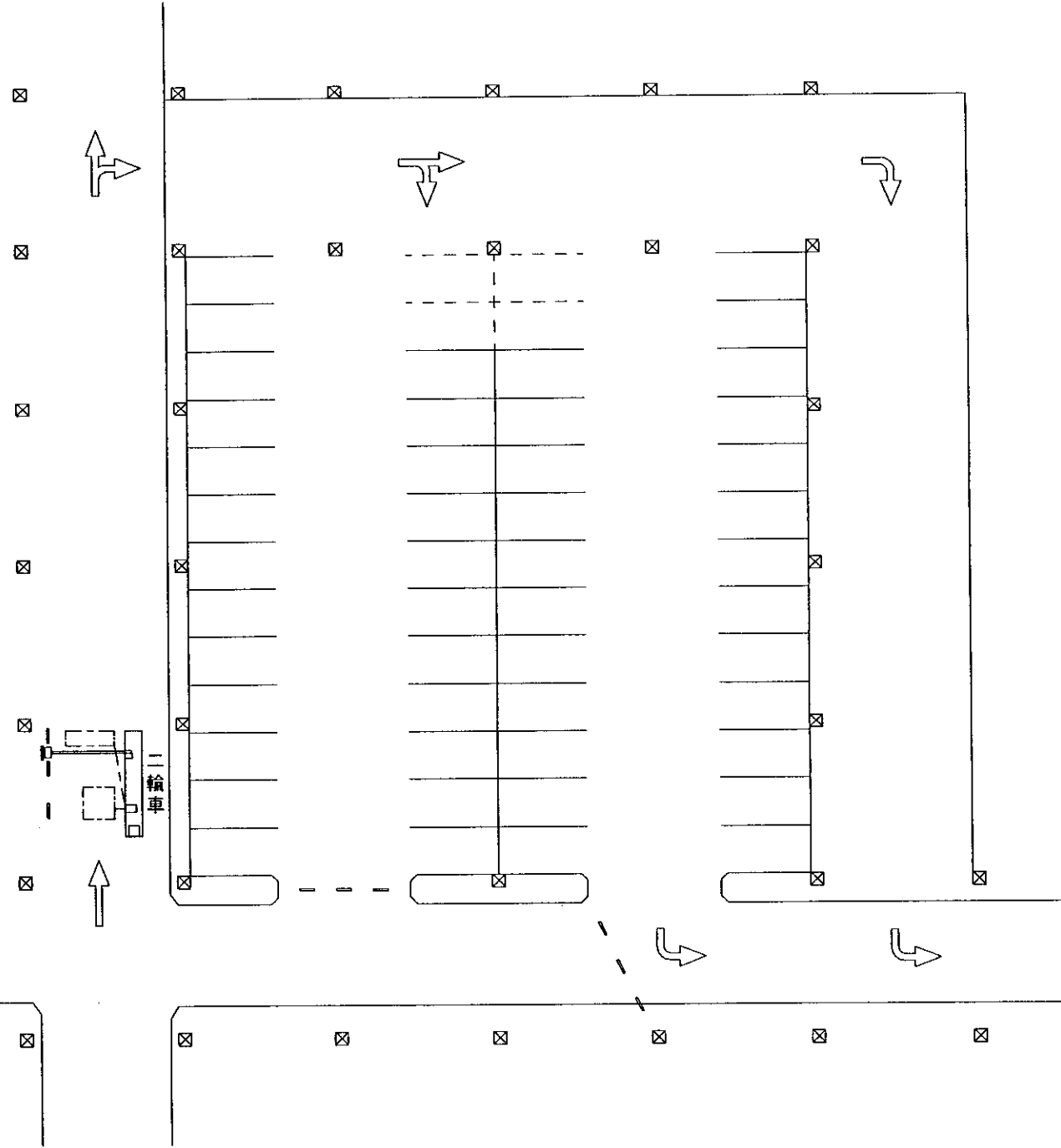
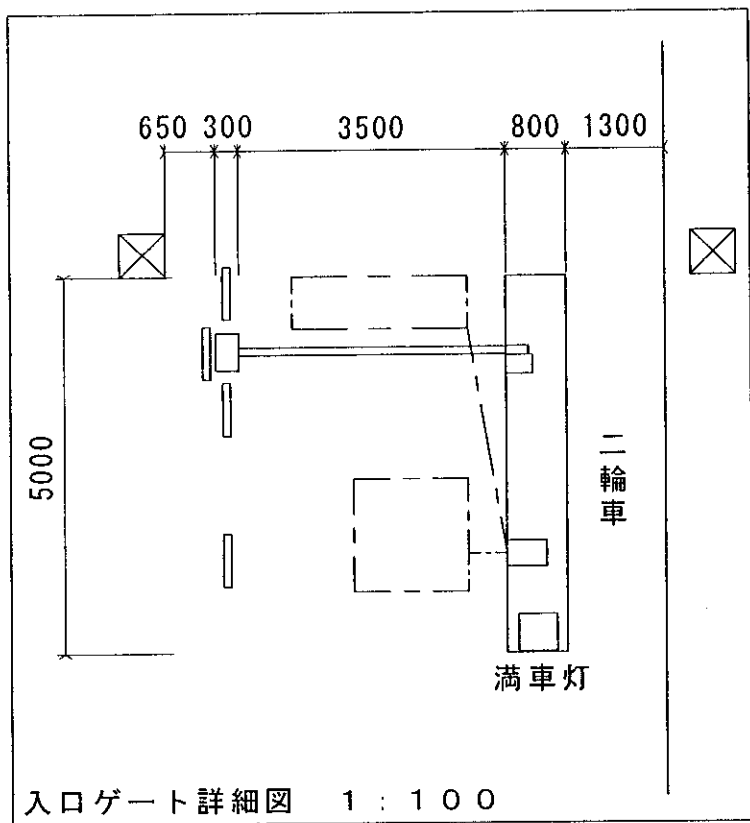
本年度に取付け道路を設置し、ゲート化する。今後、駐車場の増設を検討していく。

- ・ 30%以上の割増運用が可能と思われる。

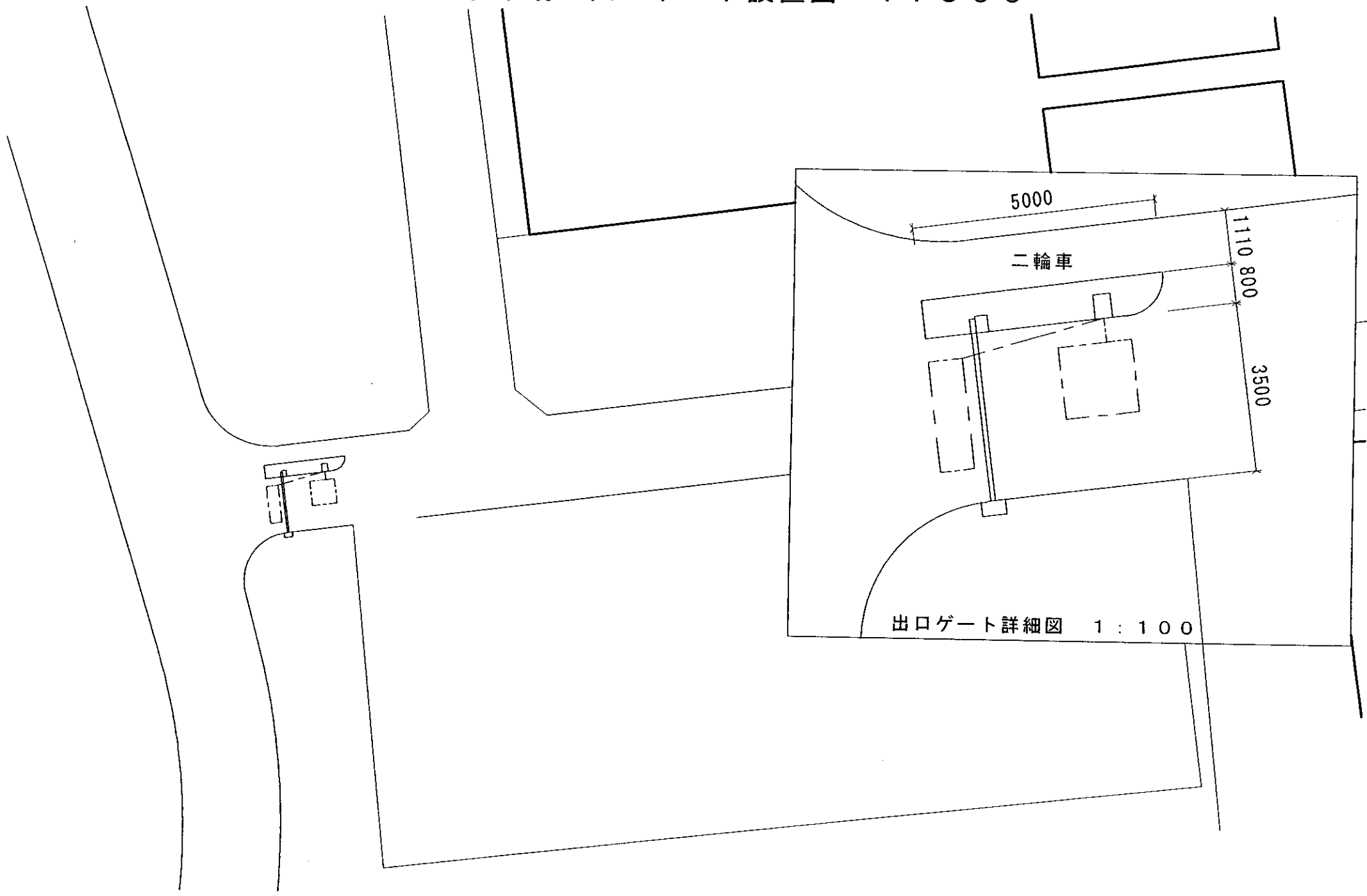


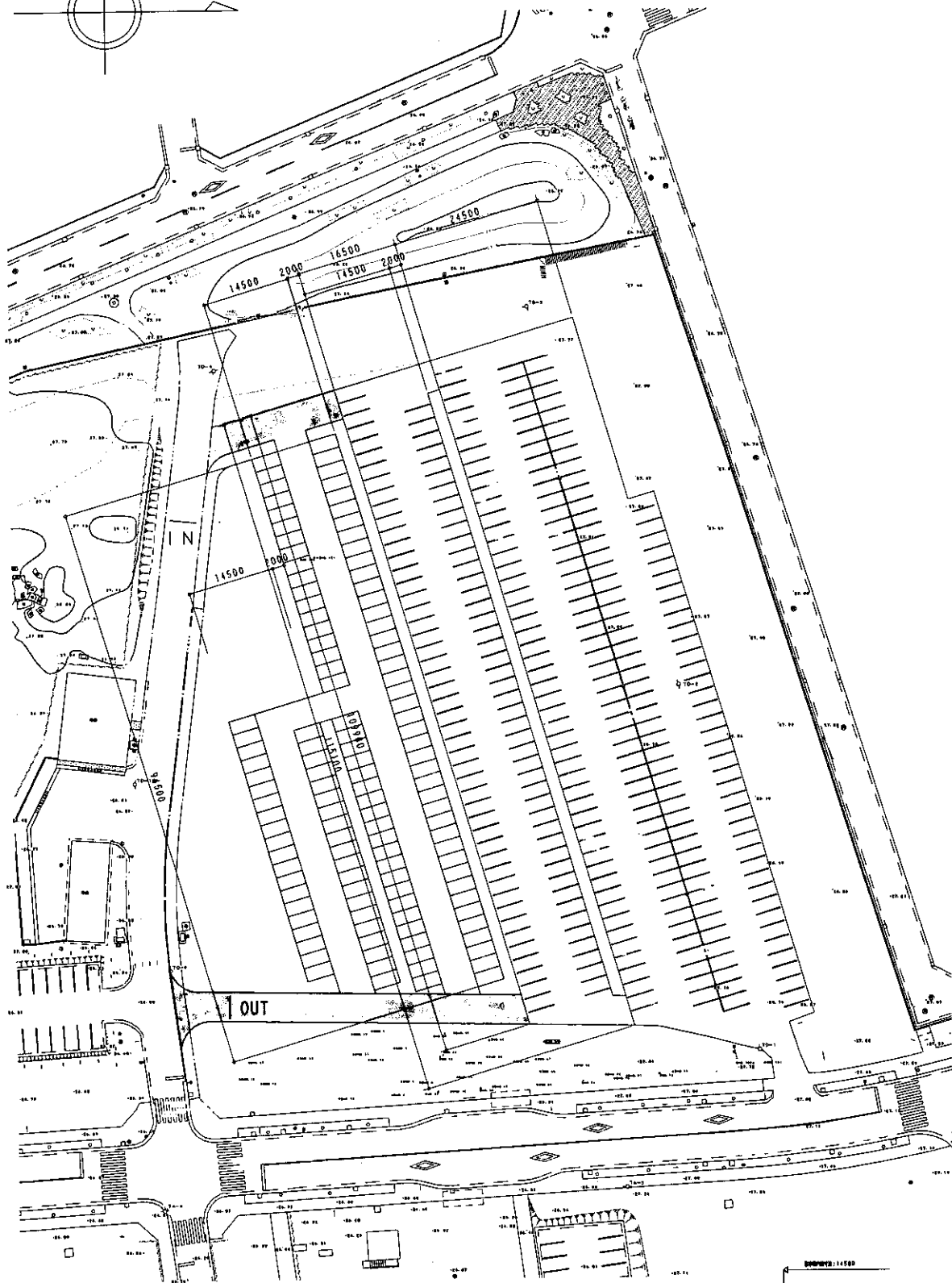
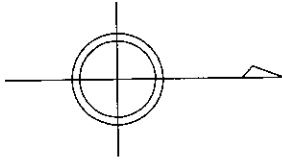
体芸駐車場 入口ゲート設置図 1 : 300

A

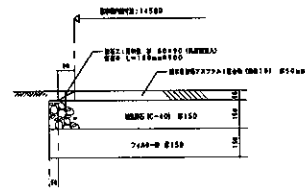


体芸駐車場 出口ゲート設置図 1 : 300

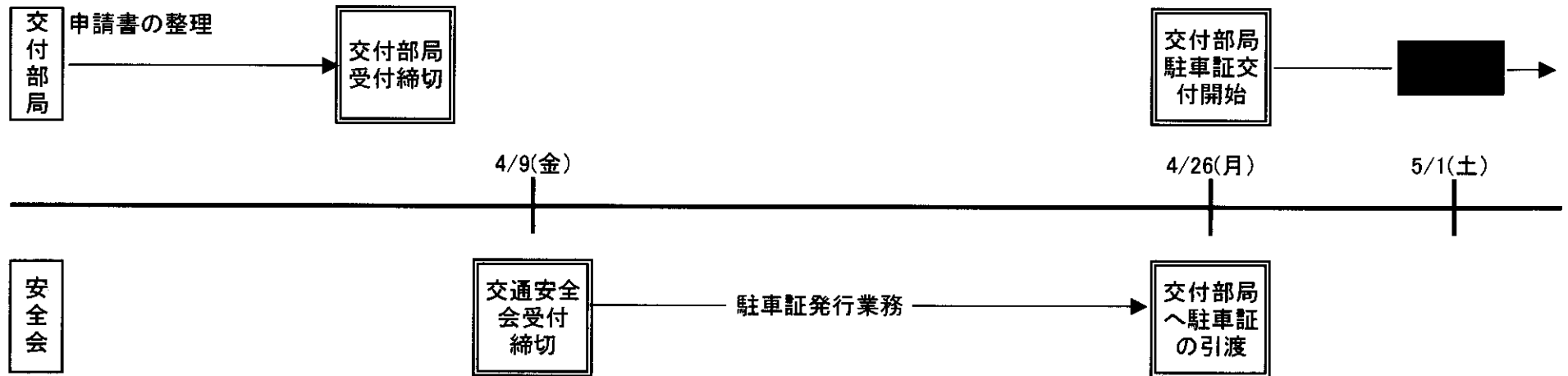




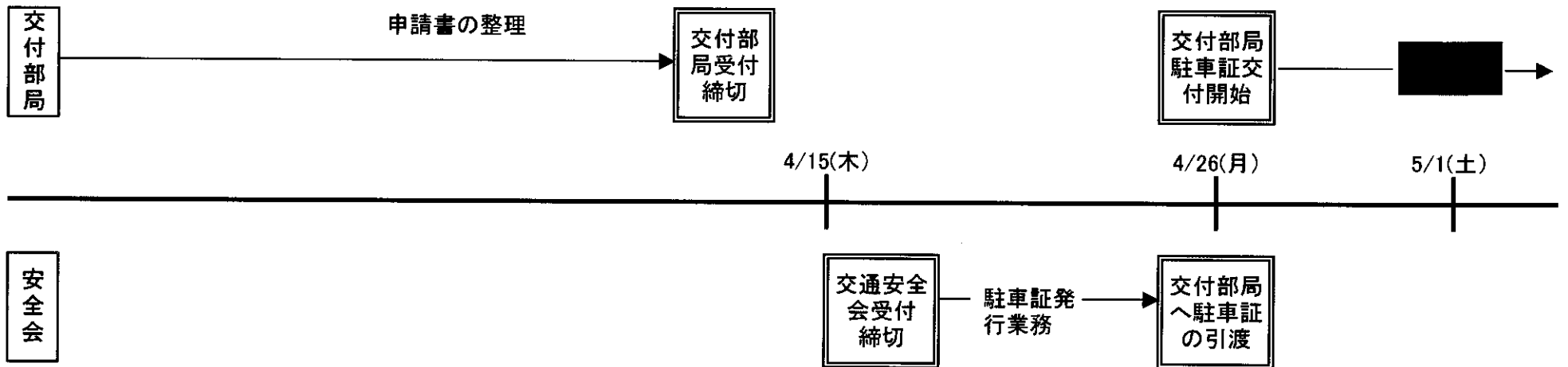
体芸西駐車場改修平面図 S=1/1000



平成16年度駐車証発行等業務スケジュール(職員)



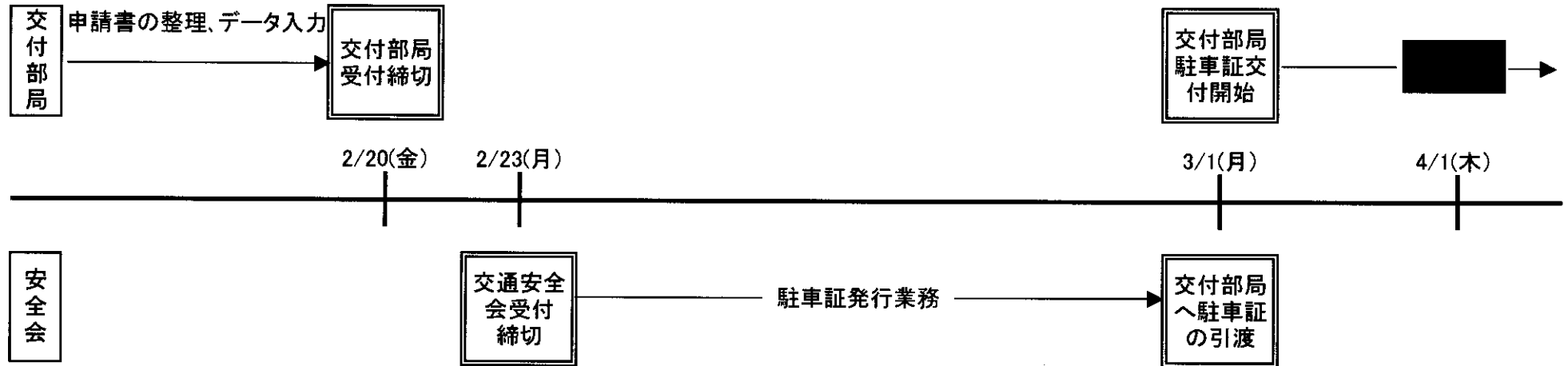
平成16年度駐車証発行等業務スケジュール(学生)



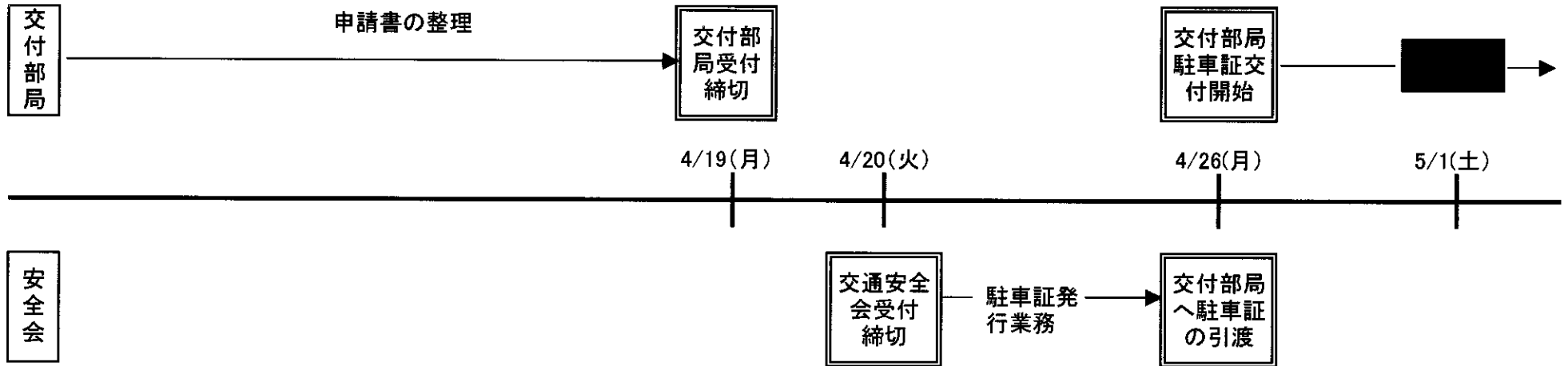
平成16年度駐車証発行等業務スケジュール(宿舍)

在学生(継続)

駐車場変更なし(16年3月31日まで有効)



新入生等(16年5月1日より使用可)



平成 15 年 12 月 3 日

全学学類・専門学群代表者会議
議長 重住 賢一

現在、全学学類・専門学群代表者会議では駐車場特別委員会（以下：委員会）と称し駐車場に関する諸問題をまとめ、利用者の立場、特に学生の立場から円滑な利用方法を探る試みをしております。

委員会の調べによると現在、交通安全会が各事務区に設置しているご意見箱、ならびに web サイトには苦情、質問等は皆無に等しい、とのこと。しかし全代会には学生からの不満等がよせられており、工学システム学類でアンケートを実施したところ 8 割を超える学生が何らかの形で不満を持っている、との結果が出ました。瑣末なものもありましたが、中には具体的な案を提示した学生もいました。

このような現状を考えると利用者と管理側の間に溝があることが明確である、と思われ。そこで、委員会として昨年度と同様に公聴会を開くことを提案させていただきたいと思っております。交通安全会の規定する総会も現状として開催が不可能であるのを考慮すると今年度も開催するのが妥当ではないでしょうか。なお、開催に関しては学生の参加可能な時間帯として、午後 6 時 30 分以降であるのが適当かと思われ。また、これを機に毎年開催するのも検討事項としてはどうでしょうか。

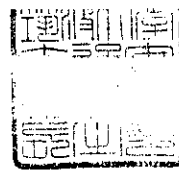
15年度各月臨時入構者数

区分 月	本部				中央口				松見口				安全会(医学ゲート含む)				合計				1日平均
	学生	職員	部外者	計	学生	職員	部外者	計	学生	職員	部外者	計	学生	職員	部外者	計	学生	職員	部外者	計	
15-4	1516	74	391	1981	3629	332	1220	5181	957	103	451	1511	2			2				8675	183
5	1204	87	341	1632	2311	187	1349	3847	609	79	410	1098	5	25		30	4129	378	2699	6607	315
6	1211	110	626	1947	2494	253	1481	4228	872	59	491	1422	42	39	801	882	4619	461	3399	8479	404
7	991	96	320	1407	2013	207	1408	3628	691	64	510	1265	103	87	758	948	3798	454	2996	7248	330
8	659	78	263	1000	1523	144	1368	3035	515	58	408	981	15	68	682	765	2712	348	2721	5781	276
9	1425	98	337	1860	2620	213	1459	4292	890	74	455	1419	17	73	781	871	4952	458	3033	8443	423
10	1931	122	377	2430	3332	211	1416	4959	1252	98	439	1789	37	121	943	1101	6552	552	3175	10279	510
11	1510	98	300	1908	2656	193	1088	3937	895	63	369	1327	121	111	710	942	5182	465	2467	8114	451
12				0				0				0				0				0	
16-1				0				0				0				0				0	
2				0				0				0				0				0	
3				0				0				0				0				0	
				0				0				0				0				0	
				0				0				0				0				0	
				0				0				0				0				0	
計	10447	763	2955	14165	20578	1740	10789	33107	6681	598	3533	10812	342	524	4675	5541	31944	3116	20490	63625	

15年度月別臨時パスカード入構者数

区 分 月	本部棟南ゲート				医学ゲート				計	その他臨時入構者	合計	土・日休日等		合計	管理業務
	本部	中央口	松見口	小計	東ボックス		西ボックス	小計				本部棟南ゲート	医学ゲート		
					17時まで	17時以降									
15・4										8675	8675				
5	887	1852	125	2864	504	64	102	670	3534	1284	6607			6607	12
6	1270	3101	227	4598	673	109	137	919	5517	2659	8479	299	7	8785	21
7	919	2426	218	3563	786	80	122	988	4551	2704	7248	310	22	7580	22
8	620	1937	146	2703	632	60	112	804	3507	2093	5781	177	13	5971	21
9	1365	3177	224	4766	680	90	110	880	5646	2797	8443	386	18	8847	20
10	1642	3596	241	5479	869	124	107	1100	6579	4643	11222	272	21	11515	22
11	1225	2807	184	4216	831	127		958	5174	2940	8114	388	14	8516	18
12				0				0	0		0			0	
16・1				0				0	0		0			0	
2				0				0	0		0			0	
3				0				0	0		0			0	
				0				0	0		0			0	
計	7928	18896	1365	28189	4975	654	690	6319	34508	27795	64569	1832	95	57821	136

1日平均 端数切り上げ	57	137	10	204	36	5	6	46
----------------	----	-----	----	-----	----	---	---	----



筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理に関する覚書

筑波大学長 北原保雄（以下「甲」という。）と筑波大学交通安全会会長 富江伸治（以下「乙」という。）は、筑波地区における構内駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）において、入出車の交通整理及び違反車両取締等の業務（以下「入出車整理業務」という。）を行うため、この覚書を取り交わすものとする。

（整理業務）

第1条 乙は、入出車整理業務に必要な事項を定め、甲の承認を得て、入出車整理業務を行うものとする。

（業務委託）

第2条 乙は、入出車整理業務を第三者に委託して行う場合には、事前に甲の了解を得るものとする。

（施設・設備の維持管理）

第3条 乙は、筑波大学から提供される施設・設備・物品（以下「施設等」という。）を利用し、入出車整理業務を行うものとする。

2 乙は、施設等の維持管理に努めるものとし、その責に帰する事由により、施設等を滅失又はき損したときは、原状に回復しなければならない。

（入出車整理料金）

第4条 乙は、駐車場を利用して入出車する者から、入出車整理業務に必要な費用を会費として徴収することができるものとし、この会費は入出車整理業務に要する最低限度の経費相当額とするものとする。

2 乙は、前項の会費を定める場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとし、改定する場合も同様とする。

（故障等）

第5条 乙は、駐車場に設置された施設等に故障等不測の事態が生じた場合には、緊急に対応し、復旧しなければならない。

2 前項の対応について業務に支障が生じるおそれがある場合には、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

（会計年度）

第6条 入出車整理業務に関する会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、最初の会計年度は、本覚書締結日から平成14年3月31日までとする。

(余剰金)

第7条 徴収した会費に余剰金が生じたときは、駐車場の交通環境の整備等のための費用に充てるものとする。

2 乙は、前項の整備等を行う場合には、甲の承認を得るものとする。

(事業報告等)

第8条 乙は、入出車整理業務に関する運営状況及び決算について、毎年度定期に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の運営状況及び決算について、必要に応じて監査することができるものとする。

(入出車整理業務の変更)

第9条 甲は、管理運営上必要と認めるときは、入出車整理業務の変更を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、前項の入出車整理業務の変更について、必要に応じて甲に申し出ることができるものとする。

(協議)

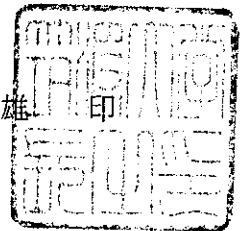
第10条 乙は、筑波大学交通安全会の会則等について変更する場合には、事前に甲と協議するものとする。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、上記を証するため、この覚書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成14年3月1日

甲 筑波大学長 北原保雄



乙 筑波大学交通安全会会長 富江伸治



筑波大学交通安全会会則

(名称)

第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番1）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、筑波大学（筑波大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）の筑波地区構内における駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、教員及び事務職員等並びに関係者（以下「学生及び職員等」という。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 駐車場の安全確保、料金徴収等の整理事業
- (2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業
- (3) 会員への交通安全普及事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本学から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。

2 入会手続の方法等については、別に定める。

3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を本学へ返却した場合に、その資格を喪失する。

(会費)

第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。

- (1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円
- (2) 指定駐車場を利用する会員 年6,000円
- (3) 一般駐車場を利用する会員 年4,800円

2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 理事
- (3) 監事

(会長)

第8条 会長は、筑波大学の学生生活担当の副学長をもって充てる。

2 会長は、本会の会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、本会の会務を掌理する。

2 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 教員である会員から選出された者 8人
- (2) 事務職員等である会員から選出された者 4人
- (3) 学生である会員から選出された者 5人

- (4) 学生担当教官室長
 - (5) 学生生活審議会から選出された者 1人
 - (6) 施設委員会から選出された者 1人
 - (7) 交通安全対策委員会から選出された者 1人
 - (8) その他理事会が必要と認めた者 若干人
- (監事)

第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。

- (1) 教員である会員
 - (2) 事務職員等である会員
 - (3) 学生である会員
- (役員任期)

第11条 理事(第9条第2項第4号の理事を除く。)及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(議事)

第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告を受けるものとする。

- 2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長は、その結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。

(業務委託)

第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。
- 3 本会の経費は、会長が管理する。

(決算)

第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。

(事業報告)

第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成14年1月25日から施行する。

2 第9条第2項第1号から第3号の理事は、本会の設立当初において、会長が指名する者をもって充てることができる。

3 本会の最初の役員の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。

4 本会の最初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。